

瀬戸市消防本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月25日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第15号

瀬戸市消防本部組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市消防本部組織規則（平成18年瀬戸市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前
(消防次長等) 第8条 <省略> 2 <省略> 3 前2項に規定するもののほか、市長は、 <u>次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。</u>			(消防次長等) 第8条 <省略> 2 <省略> 3 前2項に規定するもののほか、市長は、 <u>課に主事の職を置くことができ、その職は、その他の職員をもって充て、その職務は、上司の命を受け、事務をつかさどるものとする。</u>
組織	職名	職務	
消防本部	参事	<u>上司の命を受け、特定の事務を掌理する。</u>	
課	主幹	<u>上司の命を受け、特定の事務を掌理する。</u>	
課	専門員	<u>上司の命を受け、専門事項に関する事務を処理する。</u>	
課	主査	<u>上司の命を受け、特定の事務を整理する。</u>	
課	主事	<u>上司の命を受け、事務をつかさどる。</u>	
課	技師	<u>上司の命を受け、技術をつかさどる。</u>	

課	技能主 任	上司の命を受け、技能を必 要とする業務に従事する。
---	----------	------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。